

## 市の申告相談会の予約は専用ダイヤル番号へ！

市の申告会場で行う相談会の予約を電話で受け付けます。下記の期間に、専用ダイヤル番号に電話して予約してください。なお、混雑を避けるため1時間ごとの相談件数に限りがあり、希望する日時に相談受付ができない場合があります。

電話  
予約期間

2月1日(月)～3月15日(月)  
9:00～17:00(最終日は16:00まで)  
(土・日曜日、祝日を除く)



- 専用ダイヤル番号① 080-8985-8130
- 専用ダイヤル番号② 080-8985-8131
- 専用ダイヤル番号③ 080-8985-8132

※専用ダイヤル以外での予約は受け付けできません。

※1回の電話でできる予約は1件です。

※予約受付時に希望日時・名前・連絡先・申告人数等をお聞きします。

### 予約時間

9:00～10:00
10:00～11:00
11:00～12:00
13:00～14:00
14:00～15:00
15:00～16:00

### ■相談会は事前予約された人のみが対象です

予約された時間帯の開始時間5分前から会場での受付を開始し、受付順に相談を行います。予約時間内に受付を行わなかった場合は、予約が無効となります。また、必要書類に不備があると申告書を作成できない場合があります。書類の不備等で後日申告相談をする場合は、再度予約をお願いします。

※当日の相談状況により、予約時間内に相談ができない場合があります。また、急きょ開催ができなくなった場合は、開催中止となった日に予約されていた人のみ電話にて連絡します。

## 確定申告における控除について

### ●医療費控除

健康保険の医療費通知を添付すると、「医療費控除の明細書」のうち明細の記入を省略できます。

※市国民健康保険の10～12月診療分医療費通知は3月上旬に発送します。確定申告時に届かないものは、「医療費控除の明細書」に明細を記入してください。

☎国保年金課 (☎ 82-1179)

### ●障害者控除

令和2年12月31日現在、65歳以上で要介護認定が要介護3以上または一定の条件を満たす人は、確定申告時に障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。高齢福祉課に介護保険被保険者証と申請者の本人確認書類(運転免許証等)を持参し、申請してください。

☎高齢福祉課介護保険係 (☎ 82-1172)

### ●社会保険料控除

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、1年間に納付した額について、確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。納付金額は、保険料の納付方法によりそれぞれ次のとおりお知らせします。

●納付書または口座振替で納めている人  
納付済確認書でお知らせします。

●年金からの天引きで納めている人  
公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。なお、過納等により還付を受けた保険料については、その額を控除した額が社会保険料控除の対象となります。

●両方の方法で納付している人  
納付済確認書と公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。記載された保険料の合計が社会保険料控除の対象です。

☎国保年金課 (☎ 82-1177)

☎高齢福祉課介護保険係 (☎ 82-1172)